

新宿区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金交付要綱

7 新福障支第98号 令和7年5月14日 部長決定

(総則)

第1条 特定相談・一般相談連携機能強化支援事業補助金の交付については、新宿区補助金等交付規則（昭和45年新宿区規則第7号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、新宿区特定相談・一般相談連携機能強化支援事業実施要綱（令和7年月 日付7新福障支第 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、事業者が実施する特定相談・一般相談連携機能強化支援事業に、区が事業に要する経費の一部を補助することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(対象事業所)

第3条 この事業の対象となる事業所は、別表1に定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく障害福祉サービス等を提供する事業所とする。

(補助対象事業)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は実施要綱第2条に規定する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の対象となる経費は、対象事業所における別表2及び別表3の第1欄に掲げる経費とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、別表2及び別表3の第2欄に定める補助基準額により算定した額と、前条の規定による補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額とを各々比較して各々いずれか少ない額を選定し、これに別表2及び別表3の第3欄に定める補助率を各々に乗じて得た額の合計額を区の予算の範囲内において交付するものとする。

ただし、合計前の算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする事業者は、第1号様式に関係書類を添付して、別に定める期日までに新宿区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

(交付の決定等)

第8条 区長は、第7条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、第10条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その内容を事業者に通知する。

(交付方法)

第9条 この補助金は、補助事業の完了後に確定払により交付する。

(補助条件)

第10条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、次の条件を付するものとする。

1 事情変更による変更申請

この補助金の交付の決定後、事業の変更等により特別の必要が生じ、申請の内容を変更する場合の申請は、事業者が、補助金変更交付申請書（第2号様式）に必要な書類を添付して行うものとする。

2 区長は、事業者から第1号による補助金の変更交付申請があったときは、変更交付申請書及び添付書類の内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の変更交付を決定するとともに、その結果を事業者に通知する。

3 実績報告

事業者は、この補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、当該交付決定に係る事業の実績について第3号様式により、別に定める日までに区長に報告するものとする。

4 補助金の額の確定

第3号により提出された事業実績報告書及び添付書類を調査した結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、区長は交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知する。

5 是正のための措置

第4号による調査の結果、補助事業の補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたとき、区長は、これに適合させるための措置を採るべきことを事業者に命ずるものとする。

6 交付決定の取消し

区長は、事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。区長は、交付決定を取り消したときは、当該交付決定を取り消された事業者に対し通知するものとする。

なお、この規定は、第4号により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

7 補助金の返還

第6号により補助金の交付決定の全部又は一部が取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき、区長は、事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第4号により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、また同様とする。

8 違約加算金

第6号により補助金の交付決定の全部又は一部が取り消された場合において、その返還を命ぜられたときは、事業者は、その命令に係る補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

9 延滞金

事業者は、第7号により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

10 事情変更による届出

事業者は、補助金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかにその旨を区長に届け出て、その指示を受けるものとする。

11 他の補助金等の一時停止等

事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することがある。

12 関係書類の保管

事業者は、この補助金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした書類、その他関係書類を当該会計年度終了後5年間保存しなければならない。

（補助金の支払い）

第11条 区は、第10条第4号に定める補助金の額の確定があったときは、事業者の請求に基づき交付確定額を支払う。

（他の補助金等との重複の禁止）

第12条 この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、国及び他の事業からの補助金の交付を受けてはならない。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日より適用する。

別表 1

1 事業区分	2 障害福祉サービス
(1) 特定相談連携機能強化支援事業	計画相談支援
(2) 一般相談連携機能強化支援事業	地域移行支援

※ 法 77 条第 3 項に基づく地域生活支援事業により実施される障害者相談支援事業として、区が特定相談支援事業者等へ委託により実施する事業は、補助対象外とする。

別表 2

特定相談連携機能強化支援事業

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率
<p>1 障害者支援施設に入所や精神科病院に入院している障害者等について、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者を対象に、以下の取組を実施する上で必要な経費を補助対象とする。ただし、上記費用のうち、その他の補助金等の対象経費となるものは除く。</p> <p>一 障害者支援施設等に入所中の障害者又は障害児に対して、地域移行に向けた調整を具体的に実施した場合</p> <p>二 精神科病院等に入院中の障害者の退院及び地域移行に向けた調整を具体的に実施した場合</p> <p>2 前項の取組を実施する際には、以下の点に配慮しなければならない。</p> <p>一 障害者の心身の状況や置かれている状況及びサービス利用に関する本人意向の把握</p> <p>二 サービスの利用に関する施設や親族との調整</p> <p>三 施設の退所や精神科病院の退院に伴うサービス利用に関する調整</p>	<p>利用者1人当たり 12,000円/月(ただし、初回報酬算定月以降を除く)</p> <p>※事業所の所在地に関わらず、新宿区民を対象とする。</p>	<p>10分の10</p>

別表 3

一般相談連携機能強化支援事業

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率
<p>1 障害者支援施設に入所や精神科病院に入院している障害者等について、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者を対象に、以下の取組を実施する上で必要な経費を補助対象とする。ただし、上記費用のうち、その他の補助金等の対象経費となるものは除く。</p> <p>一 障害者支援施設等に入所中の障害者又は障害児に対して、地域移行に向けた調整を具体的に実施した場合</p> <p>二 精神科病院等に入院中の障害者の退院及び地域移行に向けた調整を具体的に実施した場合</p> <p>2 前項の取組を実施する際には、以下の点に配慮しなければならない。</p> <p>一 障害者の心身の状況や置かれている状況及びサービス利用に関する本人意向の把握</p> <p>二 サービスの利用に関する施設や親族との調整</p> <p>三 施設の退所や精神科病院の退院に伴うサービス利用に関する調整</p>	<p>利用者1人当たり 12,000円/月 (ただし、初回報酬算定月以降を除く)</p> <p>※事業所の所在地に関わらず、新宿区民を対象とする。</p>	<p>10分の10</p>